

9の5	国道266号	第2種 禁止地域	国道57号との交点 (三角町三角浦地 内)	市道田端船江線との 交点(上天草市大矢 野町上地内)	路端から300 メートル以内	三角町 上天草市
9の6	国道266号	第2種 禁止地域	上天草警察署前 (上天草市大矢野町 中地内)	国道324号との交点 (上天草市松島町合 津地内)	路端から300 メートル以内	上天草市
9の7	国道266号	第3種 禁止地域	国道324号との交点 (上天草市松島町合 津地内)	久玉隧道 (牛深市久玉地内)	路端から100 メートル以内	上天草市 倉岳町 栖本町 本渡市 河浦町 牛深市

3の項の表12の1の項を次のように改める。

12の1	国道324号	第3種 禁止地域	国道266号との交点 (上天草市松島町合 津地内)	市道大松日高野線 (本渡市志柿町大松 戸地内)	路端から100 メートル以内	上天草市 有明町 本渡市
------	--------	-------------	---------------------------------	-------------------------------	-------------------	--------------------

熊本県告示第328号

平成2年9月30日熊本県告示第665号(天草景観形成地域の区域)の一部を次のように改め、平成16年3月31日から施行する。

平成16年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

表中大矢野町の項及び松島町の項を次のように改める。

上天草市	大矢野町登立の全部 " 上 " " 中の一部 " 湯島の全部 " 維和の一部 松島町合津 " " 阿村 " " 今泉 "
------	---

熊本県告示第329号

平成2年9月30日熊本県告示第666号(天草景観形成地域の景観形成に関する基本計画)の一部を次のように改め、平成16年3月31日から施行する。

平成16年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 前文中「大矢野町、松島町」を「上天草市」に改める。
- 2 景観形成のための基本的かつ総合的な方針に関する事項の(3)景観形成を図るうえでの基本方針中「大矢野町の全部と松島町」を「上天草市」に改める。

熊本県告示第330号

熊本県建設工事共同企業体運用基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成16年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県建設工事共同企業体運用基準の一部を改正する告示
熊本県建設工事共同企業体運用基準(平成7年熊本県告示第164号)の一部を次のように改正する。

第1の1の(1)中「特殊な技術等を要する工事であって」を「設計金額が3億円以上の工事又は特殊な技術等を要する工事であって、」に改める。

附 則

この告示は、平成16年4月1日から施行する。